


計画図（地区整備計画図）



0 100 200 300m

1/1,500

凡例	
■	地区計画区域
■	地区整備計画区域
■ A	A地区－商業・業務施設を主体とする地区
■ B	B地区－住宅を主体とする地区
■ C	C地区－住宅を主体とする地区
■ D	D地区－沿道サービスを主体とする地区
■	A地区の建築の高さの制限、建築物等の形態又は敷地の制限、かき又はさくの導含の制限の受ける地域
■	道路境界から屋面の位置まで1.0m以上
■	道路境界から屋面の位置まで1.0m以上
■	市立高崎浄水場
■	市立高崎浄水場
■	B・C・D地区的壁面の位置の制限 道路境界から1.0m以上 建築物の形態又は敷地の制限、かき又はさくの制限の適用を受ける地域